別表十四㈠の表中「

同上の$\frac{2.5}{100}$相当額	

」を「

同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額	

」に、

一般寄附金の損金算入限	((9)＋(12))×$\frac{1}{2}$
寄附金支出前所得金額の$\frac{5}{100}$相	(8)×$\frac{5}{100}$
期末の資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5}{1,000}$	(12)

「

度額	一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×$\frac{1}{2又は4}$
当額	寄附金支出前所得金額の$\frac{5又は6.25}{100}$相当額 (8)×$\frac{5又は6.25}{100}$
相当額	期末の資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$相当額 (11)×$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$

」を「

」に改め、同表の記載要領第１号中「第66条の11の２」を「第66条の11の２第１項若しくは第２項」に、「又は」を「（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第10項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第８項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第１項（認定特定非営利活動促進法人に対する寄附金の損金算入等の特例）、」に改め、同第五号中「又はロ」の次に「（租税特別措置法施行令第39条の23第１項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号を同第九号とし、同第四号の次に次の四号を加える。

5　「同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額　(9)」の欄は、令第73条第１項第２号に掲げる法人の平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「2.5又は」を消し、その他の事業年度にあつては「又は1.25」を消すこと。

6　「一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×$\frac{1}{2又は4}$　(13)」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「２又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は４」を消すこと。

7　「寄附金支出前所得金額の$\frac{5又は6.25}{100}$相当額 (8)×$\frac{5又は6.25}{100}$　(14)」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「５又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は6.25」を消すこと。

8　「期末の資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$相当額 (11)×$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$　(15)」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「2.5又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は3.75」を消すこと。